

民法・商法

注 意 事 項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙は民法と商法で各 1 枚ずつ配付します。それぞれの科目の解答にあたっては、指定された科目の解答用紙を使用してください。
指定された科目の解答用紙に異なる科目を解答した場合は、試験時間内に申し出があった場合を除き、無効とします。
- III 解答にあたっては、黒のボールペン・黒インクのペンのいずれかを使用してください（ただし、インクがプラスチック消しゴムで消せないものに限ります）。それ以外で解答用紙に記入した場合は、無効とします。
- IV 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1 行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。修正液・修正テープを使用してはいけません。
- V 設問が複数の場合は、解答用紙に設問番号を明記したうえで、解答してください。設問番号の記入がない場合は、無効とします。
- VI 試験時間は 90 分です。
- VII 民法の問題は 1 ページ、商法の問題は 2 ページにあります。

民 法

〔問題〕

現行民法又は改正民法においていわゆる「裁判上の催告（継続的催告の一種）」はどのように規律・解釈されているか論じなさい。

なお、民法の条文を引用するとき、現行民法は現行〇〇条、改正民法は〇〇条、とそれぞれ表記しなさい。

【参照条文】現行 153 条・現行 147 条 1 号・同条 2 号・現行 149 条・現行 154 条・現行 157 条等。147 条 1 項・2 項・148 条 1 項・2 項・149 条・150 条等。

商 法

〔問題〕

公開会社における取締役の不正行為に対し、株主は、会社法上どのような手段をとることができるか。